

# 後期高齢者医療制度の対象者の皆さまへ

【問合せ先】本庁保険年金課  
高齢者医療グループ  
☎(23)5111  
(内線2831~2833)

## 後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者の方々に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

### 対象となる方

- ▼75歳以上の方
- ▼65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方

## 保険証の更新について

平成30年8月から保険証が変わります。新しい保険証は、7月中旬に送付します。

## 医療費が高額になったとき

入院・外来の際の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、その支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。

### ①住民税の課税世帯で自己負担割合が

3割の方(事前申請が必要)  
平成30年8月から一定の課税所得未満の方に「限度額適用認定証」を発行し

ます。対象の方には個別に案内しますので、確認ください。

### ②住民税の課税世帯で自己負担割合が

1割の方  
「限度額適用認定証」の発行はありません。医療機関の窓口で自己負担限度までの支払いに調整されます。

### ③住民税の非課税世帯の方(事前申請が必要)

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。この認定証では、医療費だけでなく、食費も減額されます。なお、過去に申請し、昨年度に引き続き対象となる方には、保険証に同封して送付します。

【①③の事前申請に必要なもの】  
・保険証  
・印鑑(スタンプ印不可)

## 保険料について

納付方法は大きく分けて2種類あります。

### ■特別徴収(年金からの天引き)

年金から自動的に天引きする納付方法を特別徴収といいます。  
後期高齢者医療制度加入の方は、原

# 後期高齢者医療保険料率が変わります



後期高齢者医療では、被保険者の方々の医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。平成30年度および平成31年度の保険料率を、次のとおり改定します。

## ○保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りになります。金額や納付方法については、7月中旬に送付する決定通知書を確認ください。

$$\begin{matrix} \text{均等割額} & + & \text{所得割額} & = & \text{年間保険料} \\ 50,500\text{円} & & (\text{総所得金額など}^* - \text{基礎控除額}33\text{万円}) & & (\text{限度額}62\text{万円}) \\ & & \times 9.57\% & & \end{matrix}$$

均等割額		所得割額に係る保険料率		年間保険料限度額	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
51,500円	50,500円	9.97%	9.57%	57万円	62万円

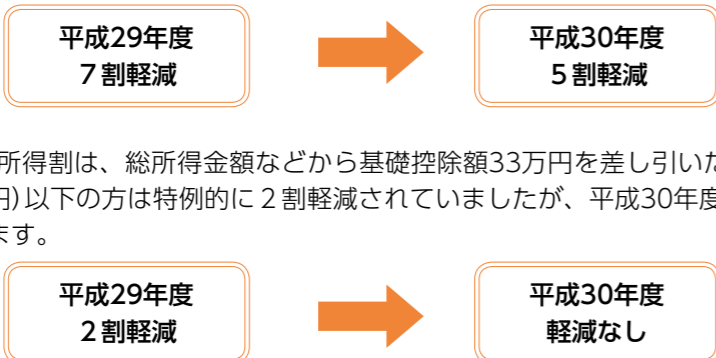
\*総所得金額など：前年の総所得金額、山林所得金額、土地・建物に係る長期・短期譲渡所得などの合計

●同一世帯内の「被保険者全員」と「世帯主」の総所得金額などの合計額に応じて均等割額が軽減されます。

総所得金額などの合計額が次の基準以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得がない)	9割	5,000円
33万円以下(上記以外)	8.5割	7,500円
33万円+(27万5,000円×被保険者数)以下	5割	25,200円
33万円+(50万円×被保険者数)以下	2割	40,400円

●後期高齢者医療制度に加入する直前まで、家族の勤務先の健康保険(国保や国保組合を除く)の被扶養者だった方の均等割の軽減額が変更になります。

\*ただし、上表で均等割額9割軽減または8.5割軽減に該当する方は、9割軽減、8.5割軽減が優先されます。



●平成29年度の所得割は、総所得金額などから基礎控除額33万円を差し引いた金額が58万円(年金収入211万円)以下の方は特例的に2割軽減されていましたが、平成30年度からはこの軽減措置がなくなります。

## 普通徴収の納期

期別	納期限	
第1期	平成30年	7/31(火)
第2期		8/31(金)
第3期		10/31(水)
第4期		11/30(金)
第5期	平成31年	1/31(木)
第6期		2/28(木)

則として年金天引きで納めます。  
\*この方法で支払う場合は、手続きの必要はありません。ただし、年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについては、文書で通知します。

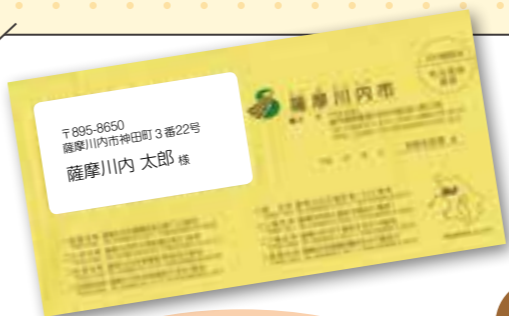
### ■普通徴収(納付書や口座振替)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによって口座振替で支払う納付方法を普通徴収といいます。

年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療の対象になった方などが対象です。

## 決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金から引かれるだろう」「口座から引かれるだろう」と思われていませんか。所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。決定通知書が届いたら、納付書が入っていないか必ず確認しましょう。



決定通知書は、このような黄色の封筒が届きます。

